第27回軽米町議会定例会

平成30年 9月 7日(金) 午前10時01分 開 議

議事日程

日程第 1 一般質問

8番 大村 税 君

12番 古 舘 機智男 君

13番 山 本 幸 男 君

日程第 2 議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて

日程第 3 議案第12号 平成30年度軽米町一般会計補正予算(第4号)

○出席議員(14名)

1番 中 里 宜 博 君 2番 中 村 正 志 君 3番 田村 せ 0 君 4番 川原木 芳 蔵 君 5番 上 山 勝 志 君 6番 坂 久 人 君 舘 7番 茶屋 隆 君 8番 大 村 税君 君 9番 松浦 満 雄 君 10番 本 秀 田 細谷地 多 門 君 12番 古 舘 機智男 君 1 1 番 13番 山 本 幸 男 君 14番 松 浦 求君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	Щ	本	賢	_	君
副町	長	藤	Ш	敏	彦	君
総 務 課 総 括 課	長	吉	岡		靖	君
会計管理者兼税務会計課総括課	長	小笠	原		亨	君
町民生活課総括課	長	Ш	島	康	夫	君
健康福祉課総括課	長	坂	下	浩	志	君
産業振興課総括課	長	小	林		浩	君
地域整備課総括課	長	川原	木	純	<u> </u>	君
再生可能エネルギー推進室	長	戸田	沢	光	彦	君
水 道 事 業 所	長	川原	木	純	<u> </u>	君
教育委員会教育	長	菅	波	俊	美	君
教育委員会事務局総括次	長	堀	米	豊	樹	君
選挙管理委員会事務局	長	吉	畄		靖	君
農業委員会事務局	長	小	林		浩	君
監 査 委	員	竹	下	光	雄	君
監査委員事務局	長	小	林	千鶴	子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 林 千鶴子 君 議 会 事 務 局 主 査 鶴 飼 義信 君 議 会 事 務 局 主 任 Ш 島 幸 徳 君 _____

◎開議の宣告

○議長(松浦 求君) おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

◎諸般の報告

○議長(松浦 求君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって8番、大村税君、12番、古舘機智男君、1 3番、山本幸男君の3人といたします。

次に、本日付で町長から議案 2 件の追加提出がありました。印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案2件の取り扱いについては、9月5日本会議終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、平成29年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上により、本日の議事日程及び追加議案の付託区分表は、お手元に印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長(松浦 求君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇8番 大 村 税 議員

○議長(松浦 求君) 8番、大村税君。

[8番 大村 税君登壇]

○8番(大村 税君) おはようございます。私ごとでございますが、今入れ歯のふぐあいで言葉がわからない点が多々あろうと思いますが、お許しをいただき、通告に基づき質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、マスコミ情報において子供の殺傷事件が後を絶たず、社会問題化している

という情報を見まして、国においても現状を重視し、対策指針を取りまとめ、地方 自治体に対して防止対策を検討するよう要請されていると聞いておりますが、間違 っているのであればご指導をお願いいたします。

まず1点でありますが、登下校時防犯対策安全確保について、我が町の現在の状況を調査し、対策を検討されていると思いますが、いかがですか。また、不審者情報及び事件に及ぶようなことが現在までなかったのか、1点お尋ねいたします。

次に、国政について、登下校時における総合的な防犯対策の強化を急務と位置づけ、各県に要請したと聞いておりますし、県にあっても各自治体に調査、点検を行い、防犯対策について計画策定し、報告するよう要請していると認識しておりますが、我が町の登下校時における児童の防犯対策についての計画策定、対応、方向性についてお伺いいたします。

なお、国の登下校防犯プランの概要によりますと、2つの課題、5つの内容をもって取り組むこととしているようであります。まず、課題が2つあるのと、内容が5つでございますが、ここに警察庁から示されている概要がございます。課題の1つは、特に下校時、15時から18時に集中していると。2つに、既存の防犯ボランティアの高齢化、共働きの家庭の増加によって、地域の目が減少し、見守りの空白地帯が生じているとあります。そして、5つの内容についてはここにも掲げておるように、1つ、地域における連携の強化、2つ、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、3つ、不審者情報の共有及び迅速な対応、4つ、多様な担い手による見守りの活性化、5つ、子供の危険回避に関する対策の促進とあり、5つの内容、そしてここに掲げている13項目を策定したものと思ってございます。この概要に基づき、我が町においても対策計画を策定したものと思いますが、いかがですか。

この2点についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) それでは、答弁をお願いいたします。

教育委員会教育長、菅波俊美君。

〔教育委員会教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育委員会教育長(菅波俊美君) 大村議員の児童生徒の登下校時の防犯、安全対策に ついてのご質問にお答えいたします。

登下校時における児童生徒の安全確保につきましては、5月に新潟市において下校中の児童が事件に巻き込まれるなど、全国的に痛ましい事件が連続して発生しており、大村議員のご指摘のとおり、学校、教育委員会、関係機関が一体となって積極的に取り組むべき事項であると認識しております。

初めに、各学校の取り組みの状況について申し上げます。小学校においては、安全な登校の仕方を指導する登校班会議、保護者と教職員による登校指導、防犯ブザ

一の所持、交通安全教室や防犯教室の開催などを行っております。また、地域ごとに危険箇所を確認する地域安全集会やPTAによる危険箇所のチェック活動、安全マップの作成、スクールガードによる登下校の見守りなどを実施しております。あわせて、全ての小学校で実施しております放課後子ども教室では、帰るときは1人で帰らないこと、保護者の迎えの際は教室まで迎えに来ていただくことなど、児童への指導と保護者へのお願いをしておりますが、このように学校、家庭、地域の連携協力のもと、防犯、安全に努めております。

中学校では、教職員が登校時の生徒の様子や通学路の状況を確認する登校指導、教職員が乗車してのスクールバス通学路の安全確認、各部活動顧問による下校指導等を実施しております。また、各学校とも地域の防犯にかかわる情報収集や不審者情報の迅速な周知と児童生徒への注意喚起を徹底して進めております。周知の方法の一つとして、各学校単位にメール連絡システムを構築し、学校と保護者間の迅速で確実な情報共有に努めております。長期休業前には、特にも児童生徒への指導を重点的に実施し、防犯と安全を確実に確保するよう努めております。

登下校時における児童生徒の安全確保の充実につきましては、岩手県教育委員会から文部科学省初等中等局長通知により、登下校防犯プランに基づき家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策について確実に取り組むこととされております。当町では、昨年度各小中学校、二戸警察署軽米駐在所、二戸土木センター、役場関係課、教育委員会で構成する軽米町通学路安全推進会議を2回開催し、また平成27年度に策定した軽米町通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の調査と対応策の検討を行っております。

本年度におきましては、各学校において5月の事案発生を受け、改めて防犯の視点も含めた通学路の点検や児童生徒の指導、地域と一体となった安全対策等を進めておりますが、教育委員会としましても、通学路安全推進会議を活用して防犯関係機関にも参加要請を行い、会議並びに合同点検を実施し、今後の各学校の指導に活用してまいりたいと考えております。

現在もスクールガードや交通指導員を初め関係の皆様に児童生徒の安全確保のために献身的なご協力をいただいており、深く感謝申し上げます。今後におきましても、学校と教育委員会、関係機関の連携を密にするとともに、一層地域の皆様のご協力をいただきながら、児童生徒の安全確保に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長(松浦 求君) 8番、大村税君。

[8番 大村 税君登壇]

○8番(大村 税君) 再質問させていただきます。

まず、計画策定については理解を深めたところであり、すばらしい計画であると

認知をいたしました。しかしながら、県では6月中の計画報告となっているようですが、いまだに我々に見えてこないのがいささか寂しい感じがいたします。防犯対策は、地域ぐるみで取り組まなければ効果があらわれにくいとも言われております。教育現場サイドのみでとどまることなく、各機関、団体と連携を密にし、住民への周知徹底し、地域ぐるみの対策、対応を望むものであります。

以前にも見守りボランティアを選任し、各学校区にスクールガードステッカー、あるいは腕章等を配付し、予防対策を講じた経緯が記憶にございます。現在はどうなっているのかと申しますと、現在は地域ではなかなか防犯ボランティアの行動というか、仕事が見えていないのが実態ではないかなと、このように思いまして、これからの実態と位置づけ等はどのようになっているのか、どのように進めようとしているか、対応策の手法、方策について見解をお尋ねいたします。

○議長(松浦 求君) 教育委員会教育長、菅波俊美君。

〔教育委員会教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育委員会教育長(菅波俊美君) お答えいたします。

初めに、通学路、登下校時の安全対策についての計画策定についてということで申し上げたいと思います。これまで通学路、登下校時の安全対策につきましては、1つは交通安全の面からがございました。もう一つが防犯、不審者対策と、この両面から進めてきております。交通安全の確保につきましては、先ほど申し上げましたのですが、町の交通安全プログラムに基づきまして、定期的に各学校ごとに危険箇所等点検をし、また関係者の会議を開き、対策を重ねてまいりました。今回防犯という側面がさらに重要視しなければならない状況になってきております。そういうこともございまして、防犯、不審者対策につきましては、各学校で点検調査とともに、子供たちへの指導とか、あるいはPTA、地域の方々の協力のもとに、スクールガードの皆さんを初めとした地域一体となった見守りに向けて取り組みを各学校で進めております。

教育委員会としましても、先ほどもちょっと申し上げたのですが、今ある交通安全を中心にした計画がございます。そして、点検を行い、また昨年度も会議を行ってという形で進めてまいりましたが、それにさらに防犯の視点を加えて、今後の通学路、あるいは登下校の安全対策の指針にしたいということで今進めております。新たにこれだけに絞っての計画というのではなくて、交通安全と一体となった形で進めたいというふうに思っております。それがより現実的な対応であるということ、また各学校との意見交流等の中でも一致したところでございます。ということもございまして、近々に各学校での点検結果を持ち寄って、さらに合同での調査等も行い、会議も行いながら情報交換をし、今後につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目として、今の見守り体制についてというお話ございました。現在は、スクールガード、交通指導員、警察官の皆様が中心になって、毎日登校を中心として子供たちの見守り活動をやっていただいて、本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。このスクールガード、現在合計で33名の皆様にお願いを申し上げております。当初は、広く募集という形でお願い申し上げておりましたのですが、現在は補充という形で個別にお願いを申し上げております。ということで、今後はより多くの方々からスクールガードにもお願い申し上げたいと思いますので、募集方法についても工夫してまいりたいというふうに考えております。

また、見守りは見守っていただく場とか、目が多ければ多いほど子供たちの安心、安全につながります。そういったこともございますので、今いろんな機会で私お願いを申し上げておりますのは、ながら見守りということをお願いしております。例えば庭先で草むしりをしながらとか、あるいはジョギング、散歩しながらという、ながらであっても、子供たちの見守りをしていただければ、そこに防犯意識というのは当然あるわけでありますから、子供たちをしっかり守っていただく大きな力になるというふうに考えております。こういったところも含めて、地域と一体となった防犯、あるいは交通安全の対策を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(松浦 求君) 8番、大村税君。

[8番 大村 税君登壇]

○8番(大村 税君) 詳細に登下校時の防犯対策等について説明をいただき、防犯、安全対策が確保されるものと認知をいたしました。さらに充実した防犯、安全対策を進めるようお願いし、またこのような計画がすばらしいものになるようにご期待申し上げ、この質問を終わります。ありがとうございました。

◇12番 古 舘 機智男 議員

○議長(松浦 求君) 12番、古舘機智男君。

[12番 古舘機智男君登壇]

 \bigcirc 1 2 番(古舘機智男君) それでは、通告していた 2 点について質問をいたしたいと思います。

第1点ですが、山本町長のわいせつ行為に関しての報道についての質問であります。このことについて、7月19日、20日に、東北で最大手の新聞社の河北新報を初め、その他新聞やテレビで報道され、その記事がインターネットにも掲載され、全国誰もが見られると、そういう状況になっています。新聞は2紙でしたが、それぞれ三段抜きのショッキングな大見出しの記事であり、町民に大きな動揺を与えております。新聞に書かれた告訴状の内容が事実であれば大変なことであり、町長の

資格が問われる重大な事件であり、特にも町民の投票によって選ばれた公人として、町民が納得、わかるように説明する責任があると思います。そして、町民が不安を解消して、町民総参加の町を築いていくためにという観点で、4つのことについて質問いたしたいと思います。

まず1点目は、町長はいろんな集まりなどで、新聞で報道されたようなことはしておらず、事実無根、虚偽の告訴であり、正々堂々と毅然とした対応をしていくと述べておりますが、今議会での政務報告でも報告されましたが、その気持ちは今も変わらぬと思いますが、まず確認したいと思います。

2点目として、県内の報道各社が加入している県政記者クラブから記者会見の要請があったと聞いていますが、それに応じないで各社個別の対応にしたようですが、正々堂々と毅然とした対応をするというなら、この記者会見は絶好の機会ではなかったのかと私は考えていますが、いかがでしょうか。個別の対応とした理由をお聞かせください。

3点目です。報道された記事は、具体的で目を背けたくなるような内容であり、 その報道によって軽米の素朴で自然に囲まれた清楚なイメージを大きく損ねてしまい、軽米町のまちづくりに障害をつくったということは明らかではないでしょうか。 町長の言われるとおり、虚偽の告訴であるかもしれません。しかし、警察も動き、 新聞でも取り上げられました。軽米町の最高責任者として、一点の落ち度もなく一 切の責任がないと言えるのか。町長は反省すべき点はないのか答弁を求めたいと思 います。

4点目、今セクハラ、性暴力を許さない、そういう社会の構築が日本で大きな課題となっています。日々報道されるセクハラやパワハラ問題ですが、さきに大きく報道された財務省福田前事務次官のセクハラ問題は、財務大臣の対応も政府の姿勢も、このことに対して曖昧な、不十分な姿勢だと私は感じました。こうした問題の背景には、男女共同参画社会への取り組みやセクハラ問題への認識が世界の先進国に比べ日本が非常におくれていることにその根底があると言われています。軽米町でも男女共同参画社会に向けての取り組みをすることになっており、計画書もありますが、そのような施策は全然見えてきておりません。セクハラ、パワハラについて、このような日本の現状について、また軽米町の取り組みについて町長の所見を伺いたいと思います。

○議長(松浦 求君) 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長(山本賢一君) 古舘議員のわいせつ行為報道についてのご質問にお答えします。 基本的には、政務報告でもご説明させていただいたとおりでございますが、まず 1点目の事実無根、虚偽の告訴であり、正々堂々と毅然とした対応をしていくと述 べていますが、今も変わりはないかとの質問でございますが、完全に事実無根であり、そのような事実は一切なく、したがいまして今後とも毅然とした対応をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の県政記者クラブから記者会見の要請についてでありますが、県政 記者クラブからの要請はございません。そもそも町政に関するものではなく、私個 人に関する問題であり、かつ完全に事実無根で虚偽のものでありますので、記者会 見は必要ないものと考えているところであります。

次に、3点目の報道は目を背けたくなるような内容であり、正否は別にしても、軽米町の素朴で清楚なイメージを打ち壊してしまったことに対して一点の落ち度もなく、一切の責任はないと言えるのかについてでありますが、このような事実無根の告訴が行われたという報道がなされることで、軽米町の素朴で清楚なイメージを打ち壊してしまったというご指摘につきましては、そのような懸念がございますことは認識しており、大変遺憾に思っているところであり、報道機関に対しては願わくは告訴を行ったとする者からの情報のみに依拠することなく、事実関係を十分に精査し、告訴対象となった犯罪行為の存否についても一定の心証を固めた上で記事にしていただきたかったと考えております。

私は政治家として、その政治方針についてはいかなる批判であっても受けとめて対応してまいる覚悟をしておりますが、このような全く根拠のない犯罪事実を仕立て上げて、個人をおとしめようとする行為は、町長としての立場と無関係に、絶対に許されるべきではない行為であると考えております。その点に関しましては、私自身には非難されるべき事由は一切ないと考えております。

次に、4点目の今セクハラ、性暴力を許さない社会の構築が日本で大きな課題になっている。財務省の福田前事務次官のセクハラが報道されたが、こうした問題は世界の先進国と比べ日本が非常におくれていると言われているが、これに対する意見ということでありますが、セクハラ、性暴力が許されないことはおっしゃるとおりであり、男女共同参画社会の実現を推進し、よりよい地域社会を創造していくためにも、そういった行為の撲滅に向けて取り組んでまいる必要があるものと考えております。

一方で、誤った風評や冤罪を生み出さないことも極めて重要であり、本件のような告訴がなされたということのみに依拠した報道によって、町民の皆様が誤った認識を持たれてしまうということは絶対に避けなければならず、議員の皆様、町民の皆様、あるいは報道機関の皆様におかれましても、正しい目、耳を持って情報の内容についてご判断をいただくことを願っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松浦 求君) 12番、古舘機智男君。

[12番 古舘機智男君登壇]

○12番(古舘機智男君) 再質問を行いたいと思います。

町長は、非公式の場で告訴は受理されていないと明確に言っていましたが、今回 の政務報告では受理、不受理は明らかではないという表現に変わりましたが、これ は非公式の場での不受理、受け取っていないという発言は、正確でなかったという ことなのでしょうか。

もう一つは、町長は新聞報道でも明らかなように、1人だか2人だかわかりませんが、いろんな集会の後で、2次会、3次会でアルコールを提供するところに行ってダンスをしたというか、そういうところへ行ったことは認めています。それは事実なのか。

それと、私はこのように報道、大きく目を背けたくなるような報道がされ、町長が認めているように、素朴なイメージを損なうという大きな事態が出てしまったということに対しての危機管理と申しますか、最高責任者としての行動に一切の反省点がないかということについて、再度答弁を求めたいと思います。

○議長(松浦 求君) 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 全ての報道を確認しているわけではありませんが、私を被疑者と する告訴がなされたという点についても事実であるかどうかは確認できておりませ ん。ですから、これ以上のことはこの場ではお伝え申し上げられません。

以上でございます。

○議長(松浦 求君) 12番、古舘機智男君。

[12番 古舘機智男君登壇]

○12番(古舘機智男君) この質問については、これで最後にしたいと思いますが、町長からはある意味では一点の反省の気持ちがないということだったと受けとめておきたいと思います。

町長は、この町の最高権力者でもあります。権力者としての行動は、極めて慎重で、しかも謙虚でなくてはならないと私は思っています。特に4期もその立場にいれば、一層の自覚が必要になっていると私は思います。役場職員に対するパワハラ的言動のうわさも耳にしたことがあります。セクハラも、強い立場のおごりも背景にあると一般的に言われています。最高権力者としての自覚が求められていると私は思いますが、最後に町長の所感がありましたらご答弁ください。

○議長(松浦 求君) 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 先ほどから推測でそのようなことを申されることに対しては、私 は何も申し上げるものはございません。 以上でございます。

○議長(松浦 求君) 12番、古舘機智男君。

[12番 古舘機智男君登壇]

○12番(古舘機智男君) 次の質問に入るに先立って、私の質問が推測だけで言っているというような答弁があったように私には聞こえましたけれども、それは心外であることをまず言っておきたいと思います。

次に、異常気象と町づくりについてお伺いいたしたいと思います。一昨日の台風21号の被害は、軽米町は免れましたが、想定外の暴風雨、高潮で、関西国際空港など大きな傷跡を残して北海道沖に抜けました。さらには、きのうの午前3時に発生した北海道の大地震は、大惨事となっています。改めてこの台風21号、また北海道大地震の犠牲者、被災者の皆さんにお悔やみとお見舞いをまず申し上げたいと思います。

この異常気象の問題ですが、ことしの8月までの台風の発生件数は21件と、過去40年間で最高の発生件数になっております。これは、私がインターネットでのデータからはじいたのですが、間違いがないと思います。

異常気象は、私たちの実生活に身近な危険として受けとめなければならない事態、そういう状況になっているのではないでしょうか。軽米においても、8月15、16日の大雨は、台風によるものではなかったのですが、総雨量142ミリでした。そして、それによって河川改修されていない瀬月内川流域では、被害が多発しました。一方、気温は軽米町の観測史上最高となると言われていましたが、36.2度になるなど、かつてない気象になっています。このような常態化した異常気象と町づくりについて質問いたします。

まず1点目として、身近に軽米町の8月15、16日の大雨の被害と、その対応の問題です。瀬月内川流域の被害ですが、今回は特に豪雨と言える雨量ではありませんでしたが、山内の新井田地区から下流の早渡、晴山、尾田地区に被害が出ています。これは政務報告のとおりでありますが、この流域は河川改修がされておらず、全面改修が求められていますが、しかし全面改修はすぐにできないかもしれませんが、河道の確保のための障害物の除去など、臨時的な対応が今必要と考えますが、管理者の県などに強く要請していくべきと考えますが、町の対応がどうなっているのか答弁を求めたいと思います。

次に、災害情報の伝達についてですが、まず防災無線と告知端末ですが、上尾田 地区の防災無線がデジタル化の工事によってアナログのときより聞こえにくくなり、 町に改善を求めているという声がありましたが、防災無線は緊急時の大事な広報手 段ですが、特に万全を期してもらいたいと思います。これは要望です。

防災無線の関係で、今回雪谷川ダムの越流予告が防災無線で放送されましたが、

聞き取りにくく、告知端末での放送を待っておりましたが、放送はありませんでした。その後、昭和橋付近も水量がふえましたので、越流したと思いますが、確認を したいと思います。越流をしたのか、報告をお願いします。

ダム管理は県が責任を持っていますが、町は管理を委託されており、役場庁内にもダムのモニターが設置され、下流住民にとって重要なダム越流に関する情報も告知端末で放送することは当然なのですが、どうしてできないのか理由を述べていただきたいと思います。

次に、メガソーラー工事現場で被害が発生しなかったかお聞きしたいと思います。一般質問通告締め切りの後に全員協議会が開かれ、東ソーラーの現場の施工で不適切な工事が行われ、県の指示によって工事中止になったことが報告されましたが、私が16日の雨の後現場を回ったところ、茶色の土がむき出しの斜面に水が流れたような筋が見えて、土が流れたなと思って見てまいりましたが、問題はなかったのでしょうか。また、その後大雨が降っておりませんが、種子吹きつけをして抜根された裸地の緑化の進捗状況を報告していただきたいと思います。

今回の不適切工事は、現場での作業効率が最優先され、防災や自然環境については軽視されやすくなっているという現場の現状が明らかになったと思います。再エネ法による町の基本計画に基づく工事でもあります。許認可した県への管理監督の強化を要請しながらも、我が町の環境を守るために役場職員にも工法なども熟知させ、適正な工事の施工を確認したり、住民監視を実施することなど必要と考えるが、どう考えるかお聞きしたいと思います。

次に、2点目として、農山漁村再生可能エネルギー法に基づいた基本計画の開発面積についてであります。計画書では、発足当時のレノバ、山内地区と、スカイソーラーの高家地区、小軽米の尊坊など、A地区からF地区までの整備を促進するのが基本計画にのっています。その面積は、646.2~クタールであります。そして、基本計画による上限の開発面積は、軽米町の山林面積の10%以下の1,800~クタールとしております。ですから、この基本計画の開発の上限面積はこれまでやった分、計画にのっている面積の3倍近い面積の開発を認めるというものです。

私は、基本的に基本計画の区域の面積で十分ではないかと考えています。今メガソーラーの工事が進み、その全体像が私たちの目にも見えるようになってきております。そして、改めて広大な面積であることが実感されます。自然環境のすばらしい山林にパネルが敷かれるのは、景観としていいはずはありません。今全国では、メガソーラーの建設について大きな異論の運動などもできています。それで、環境省のホームページでも自治体向けの情報提供として、開発を制限する条例の制定など、自治体の対応が事例として取り上げられております。その背景には、環境省としても巨大なメガソーラー建設に対しては疑念を持っているということで、環境ア

セスメントの義務化の動きの方向になっております。

私は、基本計画の開発面積の上限を現在の開発計画面積以下にすることを提案いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。ブルー・エナジー・パートナーズの計画は、基本計画にも入っておらず、推進協議会を開催して決定しなければ正式なものにはなっておりません。議会の要求資料での進捗状況報告などで、基本計画に組み込まれているように取り扱うことは、推進協議会そのものを無視する情報提供ではないでしょうか。

3点目ですが、これは新聞のコラムからの引用です。今まさに起きている連続する自然災害を前にして、いつでもどこでも誰にでも降りかかる災害は、みんなの認識と対応を改めようと自然が警告しているのではないかというコラムを見て、私は同感しました。地球温暖化の進行の中での異常気象、これはなめては絶対だめだと思います。今回の厚真町の広範囲の土砂崩れ、特殊な地層だと言われていますけれども、その写真を見たとき、中山間地の町としてこれからの町のあり方、町づくりを改めて再検討する時期にあるのではないかと考えますが、町長の見解を求めたいと思います。

○議長(松浦 求君) 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長(山本賢一君) 古舘機智男議員の異常気象とまちづくりについてのご質問にお答 えいたします。

8月15日から16日の大雨の被害状況につきましては、非住家の床下浸水5棟、 町道の冠水6路線で、路肩決壊箇所等が9カ所、水田の冠水8カ所、農道の決壊3 カ所、農業用水路の決壊1カ所、林道の路面流出等4路線となっております。

雪谷川ダム越流時の下流域への情報伝達についてでございますが、雪谷川防災ダムの管理につきましては、岩手県との業務委託契約に基づき、軽米町が受託しております。今回の大雨に際しましては、雪谷川ダム管理規定第17条に基づき、越流想定のおおむね1時間前の8月16日午前5時30分に二戸土木センターと二戸農林振興センター、二戸警察署軽米駐在所に連絡するとともに、越流想定15分前の午前5時55分に雪谷川ダム管理所と小軽米警報局、増子内警報局、戸草内警報局、車門警報局、上舘警報局、向川原警報局において、雪谷川の急な増水を事前に周知するための放送を開始いたしております。その後、想定よりやや早い午前6時5分には越流が始まったものでございます。当警報は、あくまでも雪谷川の急な増水に備えるための川沿いにいる方々への事前のお知らせであり、その旨を広く町民の皆様方から理解していただくことが必要と考えることから、今後定期的に広報かるまい「お知らせ版」等により周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

メガソーラー工事現場等の被害でございますが、軽米西ソーラー、軽米東ソーラ

一、軽米尊坊ソーラーともに被害は発生しておりません。

なお、メガソーラー事業の進捗率にかかわる質問についてでございますが、山内地区の軽米西ソーラーは、パネル設置工事を中心とした工事が進められており、進捗率は7月末で63.2%、軽米東ソーラーにつきましては県の部分完了確認調査を受けた工区で工事内容の齟齬が発生し、現在工事を一時中断しているところでございます。事業計画地内の抜根する範囲を過大解釈したことによるもので、現在応急措置のため保留管理と抜根したエリアの緑化を実施しております。進捗率は、7月末で26.3%となっております。米田地区の軽米尊坊ソーラーにつきましては、林道の拡幅工事が完了し、立木の伐採工事が進められております。進捗率は7月末で1.4%となっております。高家地区のメガソーラー事業につきましては、ことしじゅうの林地開発申請を目指して詳細設計や各種協議が進められております。

次に、農山漁村再生可能エネルギー法に基づいた基本計画の開発面積の縮小、発電業者優先の地元貢献の見直しなどを検討すべきではないかとの質問ですが、基本計画で定めております開発の上限面積は、軽米町林野面積全体の10%以下と定めており、現状ではこれを大きく下回る見込みであることから、当該計画の見直しは現在のところ考えておりません。

また、発電業者優先の地元貢献の見直しということでございますが、再エネ法に基づき事業者から農林業の振興や町の活性化を目的とした自然のめぐみ基金への寄附を求めることとし、平成28年12月議会におきまして軽米町自然のめぐみ基金条例を議決いただき、現在運用に向け、着実に基金を積み立てており、協定の見直しは現在のところ考えておりません。

次に、異常気象に対応した町づくりと中山間地としての山林開発の再検討が必要な時代ではないかとのご質問にお答えいたします。近年集中的な大雨や台風による災害が各地で発生しております。本年におきましても、西日本豪雨や台風により甚大な災害が発生しております。山林は雨水の急激な流出を抑え、土砂災害の発生を防ぐなど、防災面でも高い機能を有していると言われますが、被災地の爪跡を見ますと、それらの機能も上回る雨量が襲いかかったと思われる災害も多くなっております。

昨今の異常気象に対しては、砂防ダムの建設等、県等との連携したハード事業とともに、町民の自助、共助の体制、公助の充実等、ソフト事業による防災減災対策が重要と認識しております。また、山林の開発につきましては、森林法に基づく軽米町森林整備計画の遵守並びに伐採届け出林地開発許可制度等の指導に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松浦 求君) 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長(吉岡 靖君) 古舘議員のご質問の中、県への要望事項のことがありましたので、お答えさせていただきます。

瀬月内川の改修につきましては、毎年市町村から県への要望活動が行われております。本年におきましては、8月21日に県北広域振興局長が来庁し、要望を行ったところでございます。その要望につきましては、ことしだけではなくて、ここ数年継続して、やはり瀬月内川の改修というのは重要な事項として要望を続けております。ただ、それによって部分的な施策といいますか、掘り起こしとか、あとは立木の伐採等は行われておりますけれども、まだ抜本的な河川改修には至っていないというのが現状でございます。

○議長(松浦 求君) 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

[再生可能エネルギー推進室長 戸田沢光彦君登壇]

○再生可能エネルギー推進室長(戸田沢光彦君) 古舘議員の緑化の進捗状況ということ でございますけれども、現在一旦全ての種子吹きつけが終了しているところでござ います。その後、強い雨により若干流された部分がありますので、その補修作業を 現在行っているところでございます。

それから、もう一点、軽米町再生可能エネルギー推進協議会で基本計画に入っていない活性化計画につきまして、議会への資料提出の中には事業計画が入っているというふうなご指摘でございました。その点につきましては、今後の議会資料への提出からは除かせていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長(松浦 求君) 12番、古舘機智男君。

[12番 古舘機智男君登壇]

○12番(古舘機智男君) 再質問をいたしたいと思います。

1つは、先ほど私が紹介した環境省の太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例というのは、平成30年、ことしの6月に環境省で出したものでございます。これを見ればわかるように、条例等を制定して一定の制限を加える、全国的な環境保全等々に対しての問題の観点が書かれてありますので、大きな流れとして大面積での山林開発によるメガソーラーは問題点が多いという立場に立った環境省の資料であります。そういう状況であるということも認識していただきたいと思います。

具体的な先ほどの再質問ですが、越流の情報提供です。それに対しては、県警察と協議して、雪谷川の流域、川に近いところの防災無線で放送したと、十分だというお話でした。私のところは、それこそ雪谷川のそばに、それも昭和橋のすぐ隣にありますけれども、実際に放送内容は聞こえません。確認していただきたい。です

から、それがもう一点で、特にもそういう状況にあるとき、川の近くであればある ほど川の水流の音が大雨の音でかき消されるという、逆に聞こえないということも あります。実態をきちんと調べてほしい。それが通告には、なかなか情報提供には なっていないと思います。

それから、私が理解しているのは、越流のときにはサイレンを鳴らすというのが 規定で決まっていると思っていましたが、去年の場合もサイレンは鳴らなかったの ですが、規定が変わったのか。あのサイレンは、非常に効果的な役割を果たしてい るのですけれども、今回もサインは鳴りませんでした。これについて確認をしたい と思います。

それから、一定の範囲での情報提供ですが、やっぱり告知端末というと閉ざされた環境の中で、室内で音が出ますから、大体聞き取れることになっています。無駄な情報かもしれませんが、越流をしたというのは、下流域だけではなくて、町民の人たちにも、それだけ雨が降ったのだなという関心事でもあると思いますので、私は告知端末でもきちんと情報提供をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。前にも取り上げましたけれども、夏には熱中症に注意という消防署からの連絡は、本当にきめ細かくというか、提供されますが、もっと危険を感じる大雨の情報は、やっぱり町当局、あとは広域との連携、県との連携等で有効に告知端末を使う、連携の中で情報提供のために利用するという体制が必要ではないかなと思いますが、その点についての今後の対策についてお聞きいたしたいと思います。

最後ですけれども、やっぱり異常気象の問題については、発想の転換といいますか、今までの延長線上での防災対策ではないということをやっぱり町としてもきちんと位置づけることが必要だということを改めて最後に強調して、答弁が細かい問題でありましたらいただきたいと思いますけれども、これで質問を終わりたいと思います。

○議長(松浦 求君) 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔產業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長(小林 浩君) ただいまの古舘議員のご質問にお答えいたします。

雪谷川ダムの越流の放送でございますけれども、操作方法をここで皆様方にご説明申し上げたいと思います。町と県との管理規定に基づきまして、役場の担当者が役場る階の操作室において雪谷川防災ダムの越流の際に役場で操作します。そのことによって、システムによって上流側からのスピーカーから音声が流れる仕組みとなっております。このシステムは、全て岩手県において改修されるものでありまして、その操作をする部分が雪谷川ダムの受託に基づいて担当者が行うということでございます。この放送は、あくまでも雪谷川ダムを越流したことを川のそばにいる方に急な増水をお知らせするためのものでございます。

告知端末の件については、総務課長のほうから答弁があると思いますが、あと昨年度ごろからサイレンが鳴らなかったと、大変サイレンは有効であるという件でございます。このシステムにつきましても県のほうで改修したものでございますので、町民の皆様方からそういうご要望があるのであれば、今後県のほうと再検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松浦 求君) 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長(吉岡 靖君) 古舘議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の雪谷川ダム越流に当たりましては、ただいま産業振興課総括課長説明のとおり、町の防災行政無線ではなくて、ダムの警報局の放送によるものでございました。したがいまして、告知端末での放送にもならなかったというふうなことでございますが、いろいろ放送の範囲とか、例えば瀬月内川流域の方については全く関係のない情報でございますし、その辺につきましては今後産業振興課のほうと協議してまいりたいと思います。

ただ、今デジタル化を図っているところなのですが、デジタル化の後は、ある程度放送のエリアをグループ分けできますので、その辺も踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それとあと、異常気象の中、まちづくりの発想の転換が必要ではないかというふうなお話がございました。7月以降で見ましても、西日本の豪雨、あるいは台風被害等ございます。さらに、古舘議員おっしゃるとおり、昨日ですか、北海道での大地震が起きたというふうなことで、それこそ今までの災害の想定をどれも上回るような被害となっております。ただ、なかなかハード事業等でその災害を未然に防ごうというのは困難なことであろうかと思います。やはり命を守るという観点からのソフト事業をいかに強化していくかということが今後の課題ではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長(松浦 求君) では、ここで一旦休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時21分 再開

○議長(松浦 求君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

◇13番 山 本 幸 男 議員

○議長(松浦 求君) 13番、山本幸男君。

[13番 山本幸男君登壇]

○13番(山本幸男君) 議長の許可を得ましたので、質問いたします。質問の件数は1 件だけでありますので、町長、どうぞよろしくお願いします。

新聞、テレビ、マスコミ等で大きく取り上げられました町長の事件について質問したいと思います。町民、町議会への説明責任、その対応、政治姿勢について質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

きょう前半で古舘議員より質問がるるありましたので、重複した部分については さきに答弁したとおりという答弁で了解いたしますので、よろしく申し上げたいと 思います。

この事件が新聞で報道されましたのは、7月19日、7月20日の2日であると理解しております。そして、私たち議会に公式に説明されたのは8月3日の臨時議会、しかも実は8月3日臨時の議会が招集になったとき、多分冒頭で町長が事の経過と、もしかすれば謝罪のことを冒頭で説明するのではないかなと、そう思って私は出席いたしました。ところが、冒頭の挨拶にもなく、議会がこういう形でも終盤になってきた、その中で何も触れないのかなと思って、議員の中から質問という形で事の経過の説明はございませんかというような質問がなされ、議長は質疑をしないというような確約でもないと思うのですが、そういう要望をつけながら、町長にどうですかというようなことがあって、町長が結果的には用意しておった説明文を朗読したと。その中に、今回の事件のことについて、町長より説明があったというのが現実であると思っております。7月19日から、もしかすれば質問がなければ8月3日の答弁も説明もなくて、本日に至るということになったかもしれないと、そう考えております。

そこで私が質問したいのは、そういう緊急の事態といいますか、町政にかかわる問題、町民の話題になる問題については、もう少し速やかに対応をすべきではなかったのかと、説明責任、対応、そのことについて反省することがないのか質問したいと思います。質問の第1点は、それであります。

質問の第2点でございます。町長は、県下19町村会の会長を、本年からですか、 去年からですか、会長を預かっております。県下の町村におかれましても、あのニュースは衝撃的ではなかったのかなと、そう思っています。そちらのほうには、説明責任は果たしたのか。それは、いつ、どんな方法でやられたのか、あわせて答弁願いたいと思います。

以上、2点について対応が不十分ではなかったのかなというようなことと、町村 会の関係について、2点を質問いたします。

○議長(松浦 求君) 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 第1点目の町村会への説明はしておりません。

山本議員の政治姿勢についての質問にお答えいたします。新聞報道された問題について、町民、町議会への説明が必要ではないかということでございますが、政務報告においても現時点でご報告できる範囲での説明を申し上げたところであります。私といたしましては、刑事告訴された犯罪事実が存在するかどうかは、諸手続を経て判断されるべきものであり、かつそれが公務と全く無関係の行為を対象とするものである以上、町政にかかわるものとは考えられず、町議会での説明は必要なく、むしろそのような町政と無関係の議論を町議会で行うことは、町政の停滞を招くものと懸念しております。しかしながら、ただいま議員からも質問いただき、このようなやりとりを繰り返すことも町政のためによくないと考えましたので、ご説明できる範囲で最大限説明させていただきます。

先ほどちょっと古舘議員とのやりとりの中でもいろいろ誤解を招くようなこともありましたので、まず最初に報道されている告訴の内容は完全に事実無根であり、そのような事実は一切ございません。このことは、司法手続の中で明らかにされるものと考えております。告訴が実際にされたか否かの事実についても確認できていないのが実情であります。告訴がなされたのであれば、警察への協力は惜しまないつもりであります。

ただし、報道された告訴の件について、本年6月10日私に対して告訴をすると電話で告げてきた女性がおります。その人物のことをX氏と申しますが、X氏の属性である性別、年齢、職業が報道されている内容と一致しており、告訴された人物の内容も報道内容と類似するため、X氏が告訴を行った可能性があると考えております。

その電話におきまして、私はX氏に対して告げられたような犯罪行為は行っていないと明確に否定いたしましたが、X氏からは一方的に告訴すると告げられました。X氏は、それまで町に対して繰り返しさまざまな要求を行ってきていた人物であり、それらに対しては私を含め町の職員一同、町民の方のご意見としてできる限り誠実に対応してまいりました。電話の前日の6月9日には、X氏は従前から行っていた、社会福祉法人が実施する入札の中止を求める要求を私宛てに直接行ってきましたので、私は係る要求をお断りしていたところでありましたが、この入札は既に法令等に基づいた適正な手続によって決定されており、理由もなく中止することはできませんので、この対応は当然かつ適切なものであったと考えております。

このように、X氏は私が同人の要求を断った翌日に告訴すると電話で告げてきたことになります。X氏が告訴すると告げてきた内容は、平成29年2月に町長を囲む会を支援者の皆様に開催していただいた日のことでした。同日は、200人程度

の町民の方に集まっていただき、午後2時ごろから午後5時ごろまで町長を囲む会が行われました。私は参加いただいた方々に挨拶をしてまいりましたが、参加者の中にX氏の姿もありました。その後、午後7時前ごろからは町長を囲む会の2次会も開催していただき、そこでも私は参加者の方と話をし、挨拶をしてまいりましたが、その場にもX氏は参加しておりました。私は疲れもありましたので、午後8時過ぎに帰宅しようとしたところ、X氏より、X氏の経営する飲食店に町長を囲む会に出席した人が来ているので、寄ってほしい旨を伝えられたため、支援者の方々がいらっしゃるのであればと考え、立ち寄ることとしました。

これよりX氏の経営する店をY店と申します。私は、X氏の案内でY店に午後8時半ごろに訪れました。Y店に入ってみると、客は1名しかおらず、町長を囲む会に出席していた人はいませんでしたので、おかしいと思いましたが、この後人が集まるのだろうと考え、そうであれば帰ってしまうのは失礼に当たると考え、しばらくY店にいることにいたしました。そこで時間を潰すために食事を注文したところ、X氏は当時建設予定であった交流駅の建設手法とその運営について、私に対して話をし始めました。さきに申しましたとおり、X氏はそれまでも町に対して繰り返しさまざまな要求を行ってきていた人物でしたし、ほかに特にすべきこともありませんでしたので、その話を聞いておりました。しかし、その後1時間程度たっても町長を囲む会に出席していた人は誰も来ませんでしたので、これ以上Y店にいても仕方ないと考え、私は帰宅しました。帰宅をしたのは午後9時半ごろになります。

私がY店で行ったことは、X氏の政治的見解を聞かされたというだけであり、それ以外に報道内容にあったような事実は一切ございませんでした。後になってみれば、Y店になど行くべきではなかったと考えておりますが、町長を囲む会に出席していただいた人が私のために集まってくださっていると聞き、それを無視して帰宅するわけにもいきませんでした。

以上が告訴された事実があったという日の本当の出来事になります。 X氏が告訴をしたのだとすると、なぜ1年半も前のことを今になって強制わいせつなどと主張するようになったのか理解に苦しんでいるところであります。しかし、 X氏がこれまでに町や私に対して繰り返しさまざまな要求を行ってきていたことから、電話のあった前日である平成30年6月9日に私が X氏の要求を拒絶したことを受け、私が町長である限り X氏の不適切な要求が受け入れられることはないと判断し、私をおとしめる行為に及んだのではないかと疑っております。

以上が刑事告訴に対する報道について申し上げられる事項の全てになります。既 に繰り返し申し上げておりますとおり、告訴の対象となった犯罪行為については、 厳正な司法手続を経て事実無根であることが認められるものと考えており、町議会 において議論するようなものではありませんし、報道されている告訴の対象となっ た行為も、完全に町長としての職務とは無関係な私的な行動におけるものであります。係る観点からも、町議会において議論するようなものではありません。したがって、本来はこれ以上私として現時点で説明を行う用意はございませんので、ご了承ください。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松浦 求君) 13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番(山本幸男君) 質問したいと思います。

ただいま町長の答弁は大変、私から見れば強気、傲慢、そんな感じのする答弁でございます。県の町村会についても、説明する必要がない、していないと、このことはいかがなものだろうかなと考えます。あわせて、新聞のニュースは山本賢一わいせつ行為ではないのです。軽米町長わいせつ行為という形で見出しを持っています。これは、山本賢一は個人でありますが、町長であります。したがって、その説明はやはり当事者である町長が丁寧に説明をして理解を得ると。また、誤解があるのであれば誤解を解くと。それは、私は町長として当然やるべきことだと、そう考えますが、いかがでしょうか。

それから、町長の当日の行動について詳しく説明がありましたが、私もその当時この行動をともにした人たちからちょっと中身を聞いてみましたが、当日は上新町の会館の2階のホールで、町民、私は100名ぐらいだったかなというふうに聞いているのですが、200名ぐらいと町長が言いましたので、そのとおり町民あるいは会社の代表者の方々、合わせて200人前後の支援者が集まり、町長も多分喜んで、たくさんの支持者が集まったものだから、喜んで飲んだであろう、会そのものも盛会に終わったと。

その後、2次会として会館の2階から1階におりまして、1階の部屋で出席した議員たちも含めて、全部の議員ではないですよ、そういう後援会の議員の方々と後援会の幹部の人たちも含めて2次会が行われたと。そこにも町長が出席して宴会に参加したと。それから、大町の飲食店で3次会が開かれ、そこにも町長が出席して飲んだと。それから、4次会が事件のあった荒町の飲食店というふうなことでございますので、結局町長は4カ所を移動して、喜んで、感動してというようなことでございますので、私の感想としてはかなり酔っていたのではないかと、そういうように理解するわけですが、先ほどの答弁では大変中身も説明されまして、あれなのですが、そういう状態ではなかったのかというような認識を持ちますが、その点はいかがですか。

また、4次会で、町長はY店と言いましたが、Y店でもいいのですが、Y店で町長は何をしたのか。カラオケあるいはダンス、その他のゲーム、よくわかりません

が、先ほどの答弁では話し合いをしたというような、懇談をしたというようなこと でございましたが、何をして、そのとき客は、その他の従業員はいたのか、いない のか。先ほど1人と言いましたが、その人たちの証言等も得られているのかどうか、 その点も含めてあわせて答弁をお願い申し上げたいと思います。

繰り返しますが、町長としての責任は、やはり説明責任を丁寧に行うこと、また当事者X氏と誤解があったのであれば誤解を解くとかという、そんなことはやっぱり丁寧にしたほうがいいのではないかなと、説明責任。したがって、私が言うように7月19日、20日に報道されて、実際にあったのは8月3日ですが、質問に答える形でしかやっていないと。今回は、定例会には政務報告の中ではありましたが、しかし告訴しているのはそういう行為に対する告訴でありまして、入札の中止をしたからというようなことは、どうも流れとしておかしいのではないかなと、そう思いますが、いかがでしょうか。答弁願います。

○議長(松浦 求君) 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 先ほど申し上げましたとおり、これ以上は私として現時点説明の 用意はございませんが、当日は200人も集まっていただきました。そして、前の 日は文士劇の稽古、九戸政実の文士劇でございますが、私も出演予定でございまし たので、それもかなりの時間を費やして練習をしておりました。そういうことで、 2時からの開催でございましたが、疲れもあり、それからまた皆さんにお会いして お話も聞かなければいかぬというふうなことで、酒は控え、ビールだけで通してお ります。そういうことで、先ほど酔っていたのではないかということでございます が、私は控えておりましたので、ある程度は把握してございます。そういうことで、 そこのお店であったことは、私が先ほど申した以上のことはありません。

このX氏も、町への要求に関しましては、1時間、2時間平気で電話をする方で ございますので、お話を聞いたらあっという間にもう1時間はたってしまいました。 お話がまだ足りなかったのか、次の日も電話をしてきてございます。同じような形 で。そういうことで、私が先ほど申し上げた以上のことはありません。

以上でございます。

○議長(松浦 求君) 13番、山本幸男君。

[13番 山本幸男君登壇]

○13番(山本幸男君) 答弁の中に私がさっき求めた町民、議会への説明責任、それから県の町村会の関係についての説明責任、基本的に町長は、それは必要ないというような答弁だったと思います。そこはやっぱりもう少し検討してはいかがでしょうかというのが質問の第1点。

それから、質問の第2点は、最後でございますので、町長はこのことについては

毅然とした態度というようなことでございますが、その中身は何ですか。毅然とした態度という中身。例えば名誉棄損で訴えるとか、毅然とした態度。そうではなく、時の流れを待って、静かに忘れるころまで待つというようなこともあるかと思いますが、毅然とした態度をとるということは、具体的にどういう態度をとられるのか。それはいつなのか、いつとるのか。その点、あわせて答弁願いたいと思います。

○議長(松浦 求君) 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 先ほどから申し上げているとおり、私といたしましては刑事告訴がなされた犯罪事実が存在するかどうかは、諸手続を経て判断されるべきものであり、かつそれが公務と全く無関係の行為を対象とするものである以上、町政にかかわるものとは考えられず、町議会での説明、あるいは町民への説明、むしろそのような町政と無関係の議論を町議会で行うことは、町政の停滞を招くものとして考えております。

それから、虚偽告訴罪で告訴するのかどうかということでございますが、これに 関しましては弁護士にも相談して検討しておりますが、実際に告訴がなされたのか 否か、誰が告訴したのかなどの事実関係が明らかになっておらず、現時点では方針 決定はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松浦 求君) 以上で、一般質問を終わります。

◎議案第11号及び議案第12号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(松浦 求君) それでは次に、日程第2、議案第11号 損害賠償の額の決定及 び和解に関し議決を求めることについてと日程第3、議案第12号 平成30年度 軽米町一般会計補正予算(第4号)の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

〇総務課総括課長(吉岡 靖君) 追加提案いたしました議案第11号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第11号は、地方自治法第96条第12号及び第13号の規定により損害賠償の額及び和解に関し議決を求めるものでございます。

議案第11号の内容でございますが、和解及び損害賠償の相手方は議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額は144万802円であります。和解の内容は、損害賠償の額を前述の金額とし、当事者は今後本件に関しては異議を申し立てないとするものでございます。損害賠償の原因は、平成30年8月22日午後4時40分ごろ、軽米町大字円子第2地割地内の主要地方道戸呂町軽米線において、職

員が賃貸借契約自動車を運転中、過失により道路脇に転落し、損害を与えたもので ございます。

議案第11号について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上 げます。

次に、議案第12号の提案理由をご説明申し上げます。議案第12号は、平成30年度軽米町一般会計補正予算(第4号)でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億334万9,000円とするものでございます。

3ページをごらん願います。歳入歳出予算の内容は、先ほどご説明申し上げました損害賠償に係るもので、歳出額は公有自動車事故損害賠償金として144万1,000円を計上しております。歳入額は公有自動車損害共済事業共済金として115万円を計上し、不足分の29万1,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

議案第12号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっておりますこの2件については、特別委員会に付託して審査 する予定でございますけれども、ここで総括的な質疑を行います。質疑ありません か。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。それでは、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりますこの2件については、平成29年 度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託して審査することにした いと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております 2 件につきましては、特委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(松浦 求君) これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月14日午前10時からこの場で開きます。

それでは、本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時54分)